

令和5年度 税制改正

---

# インボイス制度・ 電子帳簿保存法の 改正点

---



弥生 



# インボイス制度

INVOICE  
SYSTEM



## PART 1 インボイス制度

<b>1</b>	インボイス制度に関する基礎知識	1	そもそも消費税とは	3
		2	消費税の計算方法は2種類	5
		3	課税事業者と免税事業者について	8
		4	適格請求書とは？ インボイス制度とはどのような制度なのか	9
		5	その他業務への影響と準備の流れ	11
		6	よくある質問	13
<b>2</b>	免税事業者	1	インボイス制度が始まったら、免税事業者にはどのような影響がある？	15
		2	課税事業者になったら業務はどう変化する？	15
		3	適格請求書発行事業者になるメリット・デメリット	16
		4	適格請求書発行事業者になるまでの流れ	17
		5	適格請求書発行事業者の登録にあたっての注意点	18
		6	取引先へのコミュニケーションについて	18
<b>3</b>	課税事業者	1	適格請求書（インボイス）発行事業者になるには	19
		2	登録申請書の提出方法	21
		3	取引先へのコミュニケーションについて	21
		4	収益への影響	22
		5	社内周知はどうすればよいのか	23

## PART 2 電子帳簿保存法

<b>1</b>	電子帳簿保存法	1	電子帳簿保存法とは	25
		2	電子帳簿保存法は3つに分かれている	26
		3	電子帳簿保存法はすべての事業者に関係あり！	26
<b>2</b>	電子取引のデータ保存について	1	そもそも「電子取引」とはどんな取引？	27
		2	「電子取引のデータ保存」とは？	28
		3	「電子取引のデータ保存」の保存要件	28
		4	電子データでの保存が完全に義務化されると、業務はどう変わる？	29
		5	義務化までしておくべき準備2STEP	30
		6	その他、行うと良い準備	31
		7	弥生製品で「電子取引のデータ保存」に対応できます！	31
		8	「電子取引のデータ保存」のポイント	33
<b>3</b>	国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存について	1	国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存とは	35
		2	「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」の保存要件	36
		3	国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存には2つの型がある	36
		4	「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」に対応するメリットは？	38
		5	弥生製品で対応するために必要な準備2STEP	38
		6	「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」のポイント	40
<b>4</b>	スキャナ保存について	1	スキャナ保存制度とは	41
		2	「スキャナ保存制度」の保存要件	42
		3	「スキャナ保存制度」に対応するメリットは？	44
		4	弥生製品で「スキャナ保存制度」に対応できます！	44
		5	「スキャナ保存」のポイント	44
弥生製品の対応方針のご案内	1	令和5年度税制改正に対する弥生製品の対応	45	
	2	弥生のインボイス制度・電帳法対応について	46	

# 1 インボイス制度に関する基礎知識



## 1 そもそも消費税とは

消費税とは、消費一般に対して広く公平に課される税で、すべてのモノやサービスにおける販売・提供が課税対象になっています（一部の例外を除く）。消費税の標準税率は10%で、酒類と外食を除く飲食料品や新聞などに適用される軽減税率は8%です。

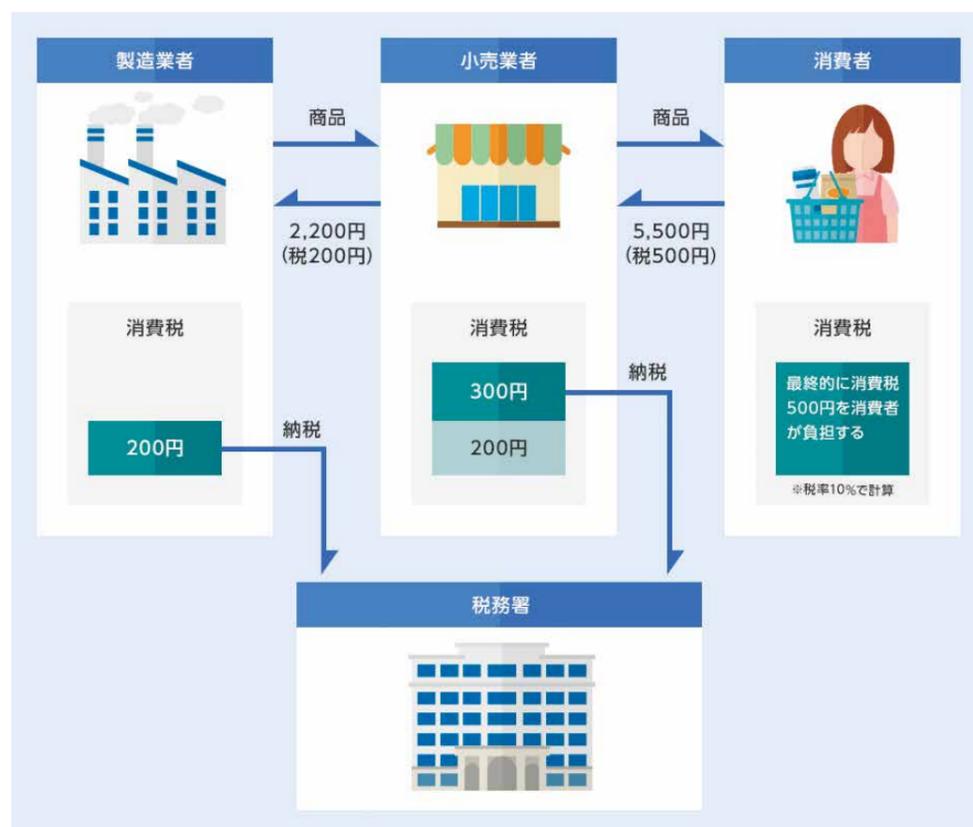
また、所得税や法人税のように税金を納める人が直接納税する「直接税」と違い、消費税は税金を負担する人（消

費者等）と税金を納める人（事業者等）が異なる「間接税」です。

### ①消費税の仕組み

消費税は、製造や販売などの各取引段階で税が二重三重にかからないような仕組みになっています。

例えば、下図のようなイメージです。



消費者は、小売業者から税込 5,500 円で商品を購入。このとき、消費者は 500 円の消費税を負担しました。商品などの価格に上乗せされた消費税は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。つまり、消費者が負担した消費税 500 円は、製造業者と小売業者で納めることになります。

製造業者は 200 円の消費税を預かったので、200 円納税します。小売業者は課税売上にかかる 500 円の消費税を預かりましたが、製造業者からの仕入れにかかった 200

円の消費税分を控除して、差額の 300 円を納税します。これで消費者が負担した消費税額と、製造業者と小売業者が納める消費税額が同じ 500 円になるわけです。

### ②仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、売上の消費税額から仕入の消費税額を差し引いて納付する消費税の金額を計算することで、消費税の二重課税を防ぐための制度です。

下の図の例で見てみましょう。



事業者 A さんは、仕入先から仕入れたモノを加工して、取引先に販売しています。A さんは仕入で 5,500 円（うち消費税額 500 円）を支払い、売上は 11,000 円（うち消費税額 1,000 円）を受け取りました。

この場合、事業者 A さんが納付する消費税の金額は、取引先から受け取った 1,000 円から仕入先に支払った 500 円を引いた「500 円」になります。

この計算方法が「仕入税額控除」です。

仕入税額控除で差し引きの対象となるのは、「課税仕入れ」です。課税仕入れとは、商品などの棚卸資産の仕入れ、機械や建物等の事業用資産の購入または賃借、原材料や事務用品の購入、運送等のサービスの購入、そのほか事業のための購入などで、いわゆる「経費」も含まれます。ただし、土地の購入や賃借などの非課税取引、課税対象とならない給与、賃金などは対象になりません。

## 2 消費税の計算方法は2種類

消費税の計算方法には「本則課税」と「簡易課税」の2つの方法があります。本則課税が原則ですが、条件によっては簡易課税も選択できます。原則として納税額は「受取消費税－支払消費税＝納税額」で計算されますが、本則課税か簡易課税かで支払消費税の金額が異なる場合があります。納税による資金負担を減らす観点からどちらを選択するかは慎重に検討しましょう。

### ①本則課税

実際に行われた仕入取引を元に税額計算を行う方法です。本則課税で消費税を申告することで、消費者から「預かった消費税額」より「支払った消費税額」が大きい場合に、消費税が返ってくる（還付される）場合もあります。本則課税は「一般課税」とも呼ばれています。

### ②簡易課税

受取消費税に「みなし仕入率」をかけて納税額を計算する方法です。納税額は、「受取消費税－受取消費税×みなし仕入率」で計算します。みなし仕入率は40%～90%に設定され、事業が属する業種によって異なります<sup>※1</sup>。税額は受取消費税の一定割合になるため、消費税は必ず納付することになります。

簡易課税は、「消費税簡易課税制度選択届出書<sup>※2</sup>」を納税地を所轄する税務署に提出することにより適用されます。ただし、以下には注意しましょう。

- 届け出をした場合でも、基準期間（個人事業主の場合は前々年度の1月1日～12月31日の期間、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が5,000万円超の課税期間には本則課税が適用される。
- 簡易課税を一度選択すると、原則として2年間は一般課税に戻すことができない<sup>※3</sup>。

### ③本則課税と簡易課税のメリット・デメリット

どちらかを選択するかは慎重に検討しましょう。

本則課税と簡易課税のメリット・デメリットは以下の通りです。納税による資金負担を減らす観点からどちらを選択

	本則課税	簡易課税
メリット	複数の事業を営んでいる場合でも事業区分による煩雑さがない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実額に基づかず仕入税額控除を計算できるため、事務負担が軽減される。</li> <li>仕入税額控除の要件としての請求書の保存も不要（ただし、所得税法や法人税法上、受領した請求書等は「帳簿に関連する重要な書類」として一定期間の保存が義務づけられています）。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>実額に基づき仕入税額控除を計算するため、仕入入力の詳細「課非判定」「税率区分」「（個別対応方式のみ）用途区分判定（課税対応、非課税対応、共通対応）」が必要。</li> <li>請求書の保存が必要。</li> <li>インボイス導入後は、仕入先が適格請求書発行事業者か否かを確認する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みなし仕入率は事業区分により異なるため、複数の事業を営んでいる場合は事業の区分が煩雑になる可能性がある。</li> <li>最低のみなし仕入率を適用するため、実際の支払消費税額よりも少ない金額で計算することもあり、本則課税で計算するより納税額が高くなる可能性がある。</li> </ul>

### ④2023年10月から始まる「2割特例」とは？

「2割特例（2割特例措置）」とは、国に納める消費税の額を売上の2割とすることができる措置です。この措置を適用できるのは、インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者になる方のみです。

2割特例が使えるのは2023年（令和5年）10月～12

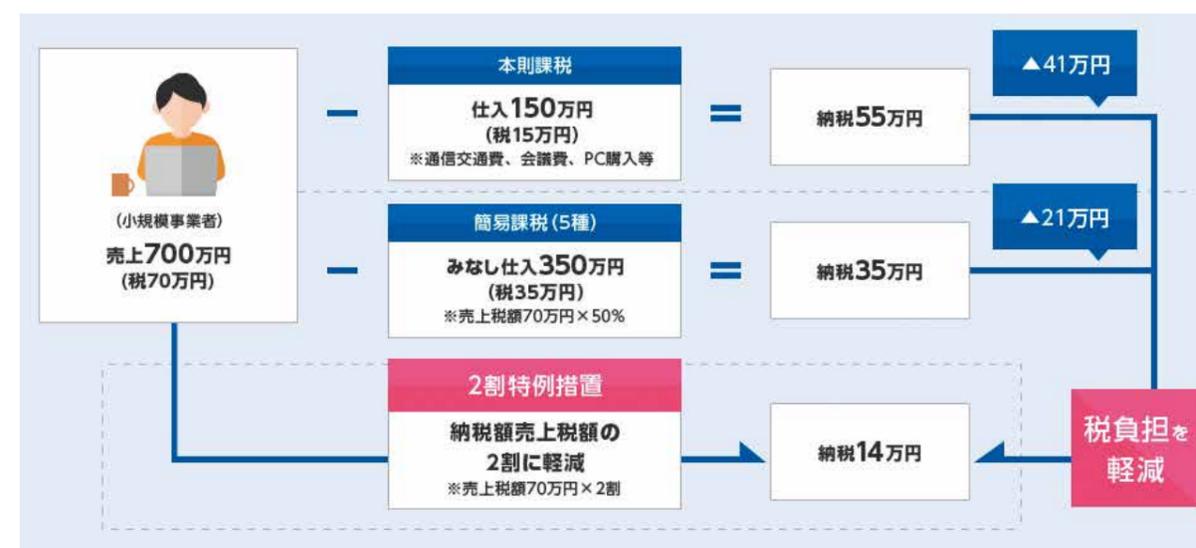
月分の消費税申告から2026年（令和8年）分までの計4回です。

2割特例を適用するにあたって申請は不要です。申告をする際に申告書に記載するだけで適用できます。ただし、2年前の課税売上高が1千万円を超える課税期間（年）がある場合、その課税期間は適用対象外になります。

※1 参照：国税庁HP「簡易課税制度の事業区分」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6509.htm>

※2 参照：国税庁HP「[手続名] 消費税簡易課税制度選択届出書」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/1461\\_13.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/1461_13.htm)

※3 参照：弊社HP「弥生FAQ：簡易課税から一般課税（本則課税）への切り替えは、2年たたないとできないのですか？」  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/business/faq\\_Subcontents.html?page\\_id=1182](https://support.yayoi-kk.co.jp/business/faq_Subcontents.html?page_id=1182)



⑤【シミュレーション例】本則課税と簡易課税と2割特例、おトクなのはどれ？

以下の株式会社Aでシミュレーションを行ってみます。

【株式会社A 基本情報】		消費税額 (イメージ)		
業種	サービス業	インボイス制度導入前	インボイス制度導入後	
	みなし仕入率は50%			
売上	4,000万円	400万円	400万円	400万円
外注費	1,800万円	180万円	180万円	120万円 <small>※一部費用についてインボイスを受け取れないため仕入税額控除ができない</small>
粗利	2,200万円			
給与	1,200万円			
家賃	360万円	36万円	0万円 <small>※インボイスを受け取れないため仕入税額控除ができない</small>	0万円 <small>※インボイスを受け取れないため仕入税額控除ができない</small>
その他の経費	250万円	25万円	25万円	25万円
利益	390万円			
		一般課税(本則課税)の場合の納税額 159万円 <small>※400-(180+36+25)=159</small>	一般課税(本則課税)の場合の納税額 195万円 <small>※400-(180+25)=195</small>	一般課税(本則課税)の場合の納税額 255万円 <small>※400-(120+25)=255</small>
		簡易課税の場合の納税額 200万円 <small>※400-400×50%=200</small>	簡易課税の場合の納税額 200万円 <small>※400-400×50%=200</small>	簡易課税の場合の納税額 200万円 <small>※400-400×50%=200</small>
			2割特例の場合の納税額 80万円 <small>※400×0.2=80</small>	2割特例の場合の納税額 80万円 <small>※400×0.2=80</small>
		一般課税(本則課税)の方が納税額が少ない	2割特例の方が納税額が少ない	2割特例の方が納税額が少ない

3 課税事業者と免税事業者について

消費者から預かった消費税は事業者が納めますが、すべての事業者に課せられるものではありません。事業者には「課税事業者」と「免税事業者」があり、消費税を納める義務があるのは「課税事業者」のみです。

の課税期間においては課税事業者になります。特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日～6月30日の期間、法人の場合は原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間です。

①課税事業者とは

基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は「課税事業者」になります。基準期間とは、個人事業者の場合は前々年度の1月1日～12月31日の期間、法人の場合は前々事業年度です。

また、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円(もしくは、支払い給与等が1,000万円)を超えた場合は、そ

②免税事業者とは

一方で、上記の課税事業者の条件に当てはまらない(基準期間でも特定期間でも課税売上高が1,000万円に満たない)事象者は「免税事業者」となります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書<sup>※4</sup>」を提出したり、インボイス制度への対応で適格請求書発行事業者になったりした場合は、免税事業者から課税事業者になります。



※4 参照: 国税庁HP「[手続名] 消費税課税事業者選択届出書」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/1461\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/1461_01.htm)

## 4 適格請求書とは？ インボイス制度とはどのような制度なのか

2023年10月1日から始まる「インボイス制度」とは、消費税の仕入税額控除の金額を正しく計算するための制度です。インボイスとは、一定の記載要件を満たした請求書などの証憑書類を指し、正式には適格請求書といます。

インボイス制度の導入後は、仕入税額控除の要件として「適格請求書発行事業者が発行する適格請求書を受領すること」が買手（発注側）に求められます。売手（受注側）が、買手（発注側）に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段として適格請求書（＝インボイス）を交付し、

買手（発注側）は売手（受注側）より交付された適格請求書を保存することで、仕入税額控除の要件を満たします。

インボイス制度開始後は、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額は控除することができなくなります。適格請求書は適格請求書発行事業者として登録している事業者しか発行できず、適格請求書発行事業者には課税事業者でなければ登録できません。

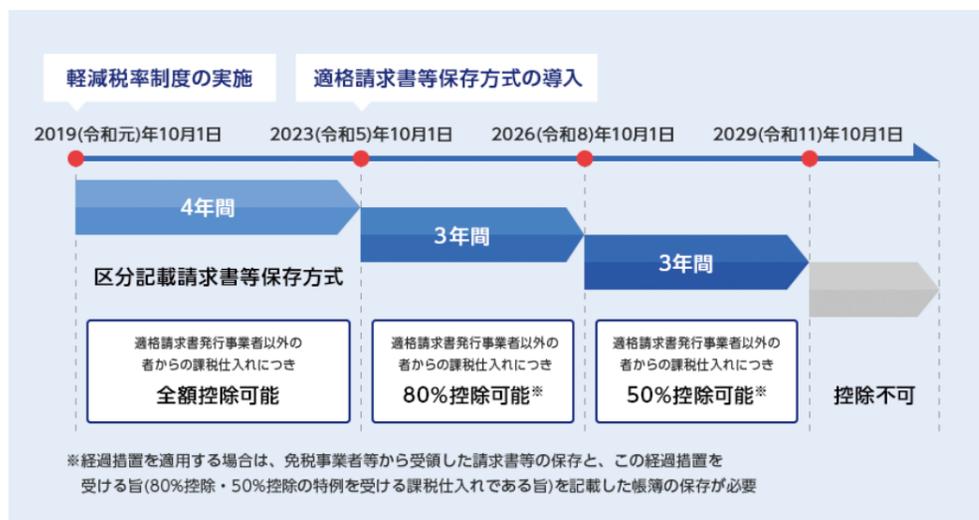
なお、インボイス制度開始後6年間は経過措置がありま  
す。経過措置については次で詳しく説明します。



### ①経過措置について

インボイス制度開始後6年間（2023年10月1日～2029年9月30日）は、適格請求書発行事業者以外から

の課税仕入れでも仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額とみなす経過措置が設けられています。2029年10月1日以降は控除することができなくなります。



### ②従来の請求書に新たな項目を追加する必要がある

インボイス制度が始まると、従来の請求書では仕入税

額控除が認められなくなります。適格請求書としての形式を満たすためには、現在の請求書に一部項目を追加する必要があります。追加が必要な項目は以下の図の通りです。

請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式 【現行制度】	適格請求書等保存方式 （インボイス制度）
記載項目	記載項目	記載項目
①発行者の氏名または名称	①発行者の氏名または名称	①発行者の氏名または名称
②取引年月日	②取引年月日	②取引年月日
③取引内容	③取引内容	③取引内容
④取引金額	④取引金額	④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称	⑤交付を受ける者の氏名または名称	⑤交付を受ける者の氏名または名称
	⑥軽減税率の対象品目である旨	⑥軽減税率の対象品目である旨
	⑦税率ごとに合計した対価の額	⑦税率ごとに合計した対価の額
		⑧税率ごとの消費税額及び適用税率
		⑨登録番号

請求書	請求書	請求書
やよい商店 御中 弥生商事(株) 東京都〇〇区〇〇〇 〇〇〇-〇 TEL: 03-xxxx-xxxx	やよい商店 御中 弥生商事(株) 東京都〇〇区〇〇〇 〇〇〇-〇 TEL: 03-xxxx-xxxx 登録番号 T1234567890123	やよい商店 御中 弥生商事(株) 東京都〇〇区〇〇〇 〇〇〇-〇 TEL: 03-xxxx-xxxx 登録番号 T1234567890123
5月分 21,600円 (税込) 5/1 牛肉2kg 5,400円 5/8 割りばし4箱 5,400円 …… …… 合計 21,600円	5月分 21,800円 (税込) 5/1 牛肉2kg (※) 5,400円 5/8 割りばし4箱 5,500円 …… …… 合計 21,800円 (10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円) 注 ※印は軽減税率(8%)適用商品	5月分 21,800円 (税込) 5/1 牛肉2kg (※) 5,400円 5/8 割りばし4箱 5,500円 …… …… 合計 21,800円 (10%対象 10,000円) 消費税 1,000円 (8%対象 10,000円) 消費税 800円 注 ※印は軽減税率(8%)適用商品

区分記載請求書の記載項目に加え、適格請求書では「⑧税率ごとの消費税額及び適用税率」「⑨登録番号」の記載が必要になります。

③インボイスが不要? 「少額特例」とは

少額特例とは、要件を満たしている事業者であれば1万円未満の仕入れや経費のインボイスを不要とする特例です。

要件は、「2年度前の売上が1億円以下か、前年度上半期の売上が5,000万円以下か、どちらかを満たしている

事業者」です。特例が適用されるのは、2023年(令和5年)10月1日~2029年(令和11年)9月30日までの仕入れや経費です。

「ならば1万円以上にならないようにレシートを分割すればよいのでは?」と考える方もいるかもしれませんが、それは少額特例の対象とはなりませんのでご注意ください。

5 その他業務への影響と準備の流れ

「インボイス制度への対応=請求書に項目を追加する」というイメージがあるかもしれませんが、インボイス制度は請求書の発行業務だけではなく、受領や記帳、取

引先とのコミュニケーションなど、日々のあらゆる業務に影響します。

		売り手(売上)の観点	買い手(仕入/経費)の観点*
		※一般課税(本則課税)の場合	
事前準備	業務 システム	制度の理解 / 業務影響の確認、業務フローの見直し	仕入先の業態や準備状況の確認
		登録番号の申請	免税事業者との取引方針の検討
		(自社が免税事業者の場合) 取引への影響確認と、課税事業者転換の検討	購買管理、その他システムの更新
		販売管理・請求書管理システムの更新	会計システムの更新
		インボイス(控え)の保存方法の検討	受領したインボイスの保存方法の検討
制度開始後	業務 & システム	インボイスの発行・控えの保存	インボイスの受領・保存
			受領証憑の内容確認
			上記分類(適格 or その他の仕分け)に基づく記帳
			申告時における正確な税額計算

以下のスケジュールを参考に、着実に準備を進めましょう。



①まずは、自社業務の対応を検討する

はじめに検討すべき項目が「適格請求書発行事業者になるべきか」です。事業形態や取引相手、相手との関係性などを踏まえて検討しましょう。

免税事業者の方、課税事業者の方それぞれがすべきインボイス制度への対応などは以下のページをご参照ください。

- 免税事業者の方へ (P 15)
- 課税事業者の方へ (P 19)

現在の事業形態	インボイス制度導入後	メリット	デメリット
課税事業者	適格請求書発行事業者になる	インボイスを交付できる 取引先との関係性の現状維持	特になし
	適格請求書発行事業者にならない	特になし	取引を敬遠されるおそれがある ・取引を断られる ・値下げを要請される
免税事業者	課税事業者へ転換 適格請求書発行事業者になる	インボイスを交付できる 取引先との関係性の現状維持	申告・納税義務が発生する ・納税業務の負荷(記帳等) ・益税分の利益減少の可能性
	免税事業者を継続 適格請求書発行事業者にならない	消費税申告、納税義務が無い(≒益税の確保)	取引を敬遠されるおそれがある ・取引を断られる ・値下げを要請される

## 6 よくある質問

### ① 適格請求書と適格簡易請求書の違いとは？

インボイス制度には、適格請求書だけでなく「適格簡易請求書」というものが存在します。適格簡易請求書は、不特定多数の方を相手とする事業者の業務負担に配慮した制度です。適格簡易請求書も、適格請求書発行事業者と

して登録を受けた事業者だけが交付できます※5。

適格簡易請求書では、前述の「交付を受ける者の氏名または名称」を省略できるほか、消費税部分についても簡単な記述が認められています。

	インボイス (適格請求書)	適格簡易請求書
適用される税率	両方記載が必要	どちらか一方を記載すれば良い
適用される税率ごとの消費税額		

### 適格簡易請求書の記載例

適用税率のみを記載する場合

**スーパー〇〇**  
東京都〇〇区〇〇〇 〇-〇〇-〇  
登録番号 xxx-xxxxx XX年11月1日

領収書

コーラ(※)	1点	108円
ギュウニク(※)	1点	972円
ハミガキコ	1点	330円
<b>合計</b>		<b>1,410円</b>
10%対象	1点	330円
8%対象	2点	1,080円
お預り		1,500円
お釣		90円

(注) ※印は軽減税率(8%)対象商品

記載事項

「適用税率」を記載

税率ごとに区分した消費税額等のみを記載する場合

**スーパー〇〇**  
東京都〇〇区〇〇〇 〇-〇〇-〇  
登録番号 xxx-xxxxx XX年11月1日

領収書

コーラ(※)	1点	108円
ギュウニク(※)	1点	972円
ハミガキコ	1点	330円
<b>合計</b>		<b>1,410円</b>
1点 330円		(内消費税額 30円)
2点 1,080円		(内消費税額 80円)
お預り		1,500円
お釣		90円

(注) ※印は軽減税率(8%)対象商品

記載事項

「税率ごとに区分した消費税額等」を記載

具体的に、以下の事業者は適格簡易請求書の交付で良いとされています。

下記はあくまで例示ですので、ご自身の事業で適格簡易

請求書の発行が可能かどうか不明な場合は、所轄の税務署にご確認ください。

- ①小売業
- ②飲食店業
- ③写真業
- ④旅行業
- ⑤タクシー業
- ⑥駐車場業（不特定多数の者に対するものに限り）
- ⑦その他

### ② インボイスと電子インボイスは何が違う？

適格請求書は、紙媒体だけでなく、電磁的記録（電子データ）での提供も認められています。電磁的記録で提供された適格請求書を「電子インボイス」と呼びます。例えば、電子メールによる交付や、光ディスクや磁気テープ等の記録用の媒体による交付などが電子インボイスに該当します。

電子インボイスは電子帳簿保存法に則った保存が必要です。電子帳簿保存法については「電子取引の保存要件への対応」(P25) をご参照ください。

※5 参照：国税庁HP「消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関するQ&A」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>



## 2

## 免税事業者



## 1 インボイス制度が始まったら、免税事業者にはどのような影響がある？

自社も取引先も免税事業者の場合は従来と変わりませんが、取引先が課税事業者の場合、取引に影響がある可能性があります。

**可能性①**：適格請求書が発行できないのであれば、消費税分を値引きしてほしいと求められる

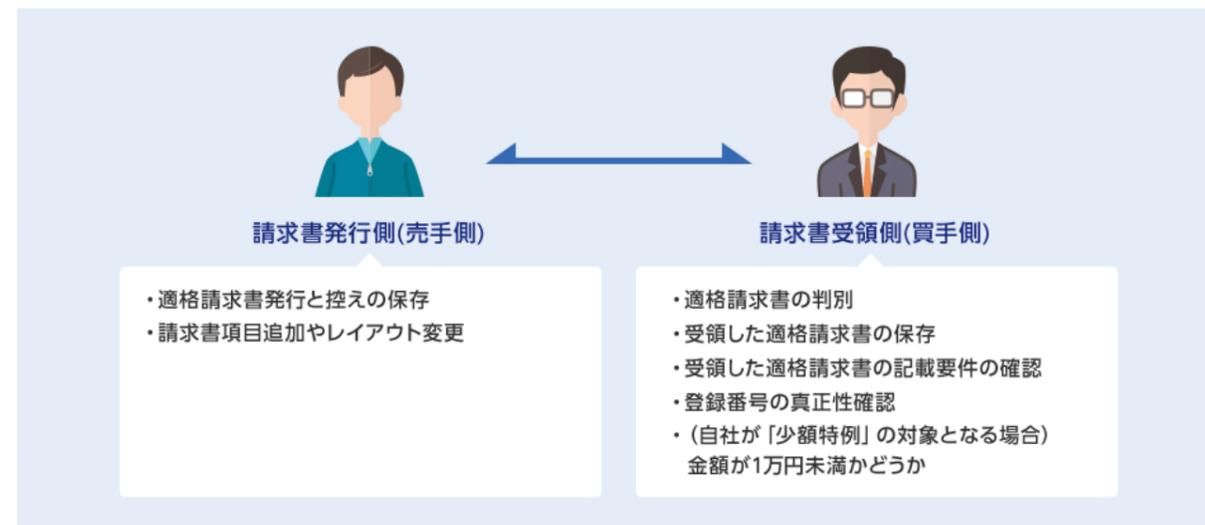
**可能性②**：適格請求書が発行できないのであれば仕入税額控除を適用できないため、取引の中止を求められる

そのため、適格請求書が発行できない免税事業者は「課税事業者となり適格請求書発行事業者として登録する」か「現在のまま免税事業者でいる」かの判断が迫られます。

ただし、インボイス制度導入後に一定の経過措置期間があるため、ただちに影響が発生するわけではありません（経過措置についてはP10参照）。自社の事業への影響を把握したうえで対応しましょう。

## 2 課税事業者になったら業務はどう変化する？

免税事業者が課税事業者（適格請求書発行事業者）になると業務負担が増えます。想定される新たな業務負担の一例は下記の通りです。



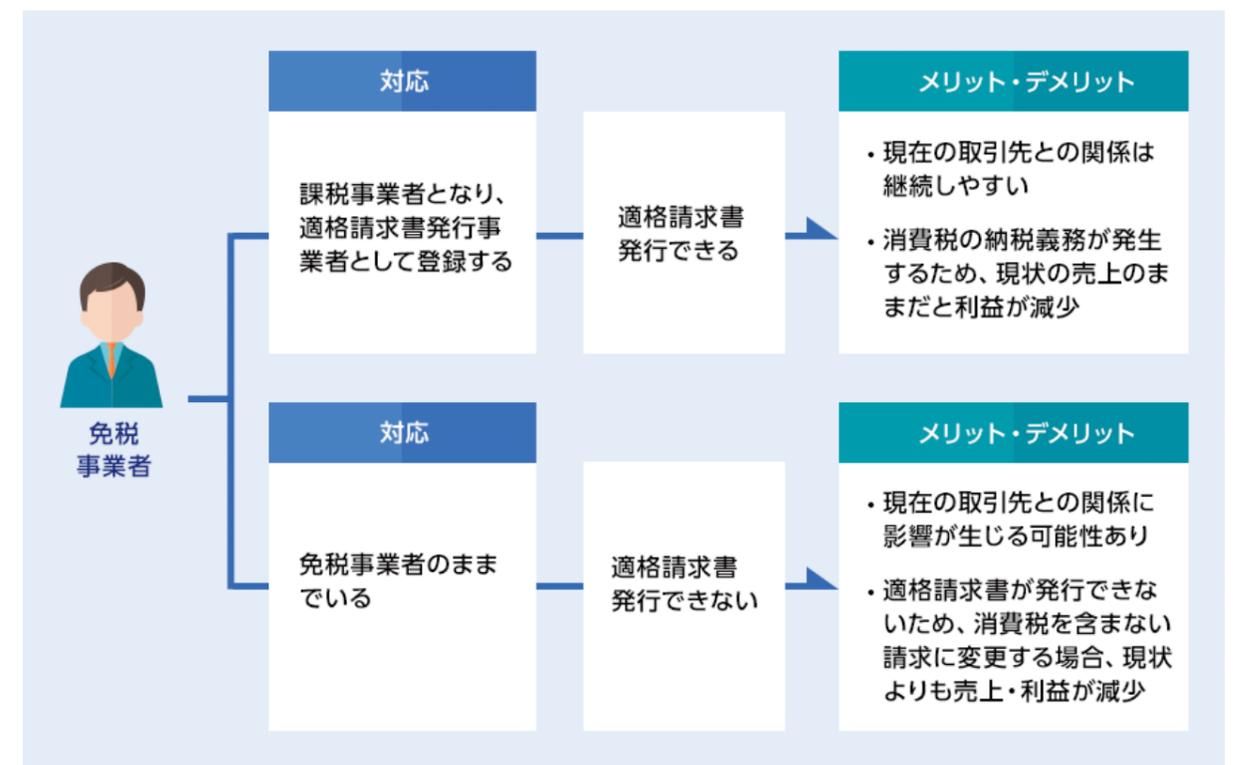
現在の請求書の発行や受領のフローを見直し、インボイス制度に対応する必要があります。

また、課税事業者になると消費税の支払い義務が発生し、消費税の計算をする必要も出てきます。例えば個人事業主が2023年10月から課税事業者になる場合、2023年10月1日～12月31日の3か月間分の消費税の計算をします。そして、2023年分の消費税の申告、納税も必要になります。

ただし、免税事業者がインボイス制度への対応で「課税事業者になる」選択をした場合、消費税の負担軽減措置を適用できます。それが、納税額を売上税額の2割に軽減する「2割特例」(P6)です。

免税事業者のままであればインボイス制度導入後も業務は変わりません。取引に関しても、取引先も免税事業者の場合は従来と変わりません。

## 3 適格請求書発行事業者になるメリット・デメリット



現時点で免税事業者であり取引先に課税事業者がいる場合は、適格請求書発行事業者になる・ならないのどちらを選択するにしてもデメリットは生じます。

取引先の要請に応じて適格請求書を発行するために適格請求書発行事業者になると、もれなく課税事業者になり、

消費税の申告・納税義務が発生します。これにより記帳の際などの業務負担増加や、納める消費税額分の利益減少の可能性もあります。一方、適格請求書発行事業者にならない選択をする場合は前述の通り、取引の停止や値下げの交渉などを受ける可能性があります。

## 4 適格請求書発行事業者になるまでの流れ

免税事業者が適格請求書発行事業者になるには、まず課税事業者になる必要があります（原則としてはまず「消費税課税事業者選択届出書」を提出し課税事業者となる必要がありますが、インボイス制度導入の経過措置により登録申請書の提出のみで問題ありません）。

なお、消費税の計算方法として簡易課税を選択する場合は「簡易課税制度選択届出書」を一緒に提出しましょう。

登録申請書は、原則として登録希望日から15日前までに提出します。課税期間の初日から適格請求書発行事業者になりたい場合は、課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出しましょう。なお、インボイス制度開始から適格請求書発行事業者になりたい場合は少し注意が必要です。

**【例1】** 2023年（令和5年）10月1日のインボイス制度開始から適格請求書発行事業者になる場合

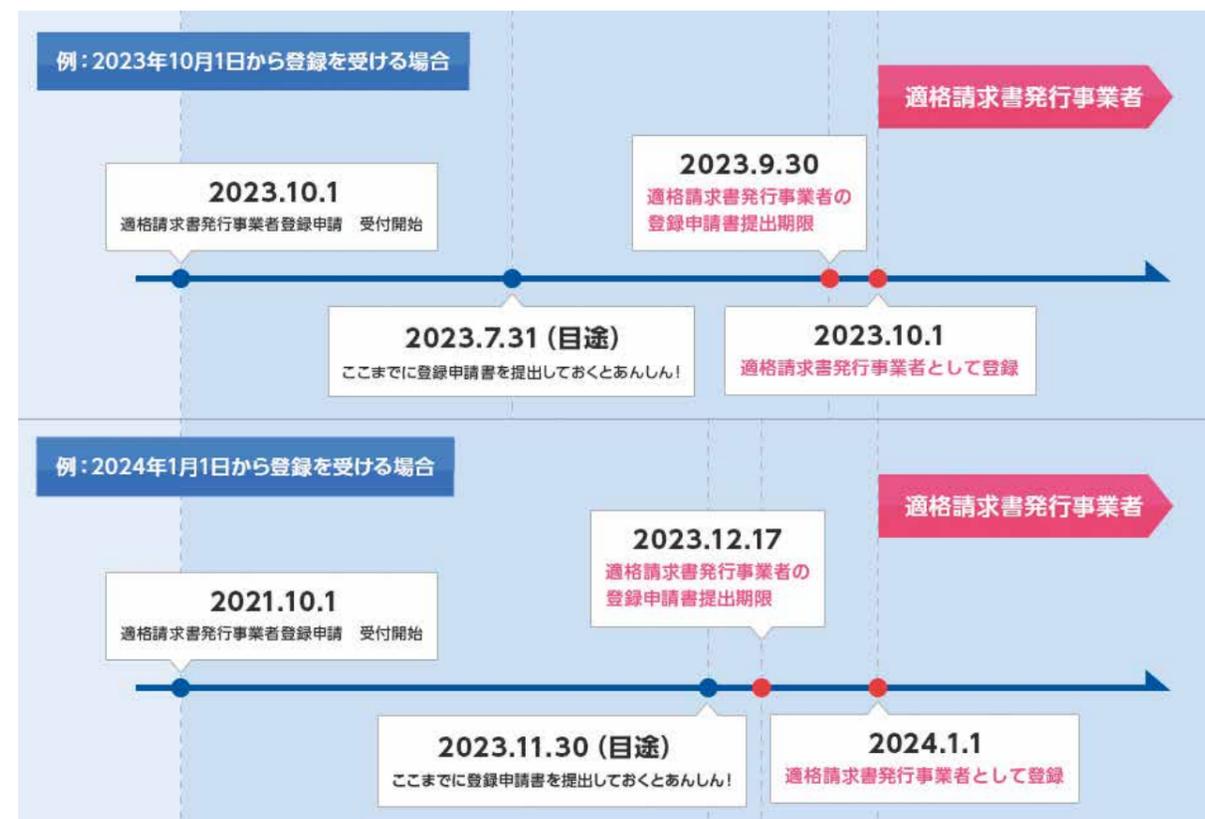
●登録申請書提出期限：2023年（令和5年）9月30日

※ただし、登録申請書提出から登録されるまでには一定の期間を要します。2023年7月頃までに提出するとあんしんです。

**【例2】** 2024年（令和6年）1月1日（課税期間の初日）から適格請求書発行事業者になる場合

●登録申請書提出期限：2023年（令和5年）12月17日

登録申請書の提出方法などは「適格請求書（インボイス）発行事業者になるには」（P19）をご確認ください。



## 5 適格請求書発行事業者の登録にあたっての注意点

適格請求書発行事業者になると、登録の取消しをしない限り、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告が必要です。

また、登録日から登録の通知を受けるまでに請求書を行った場合、登録番号などが記載されていないため、インボイスの記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付

するか、（既に交付した書類との紐づけを明確にした上で）不足する記載事項を書面等で相手方に通知する必要があります。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは、各事業者の任意です。取引の状況や事業の展開などを総合的に考慮し、判断しましょう。

## 6 取引先へのコミュニケーションについて

インボイス制度開始にあたって必要となる、取引先とのコミュニケーションについて解説します。

一部または全額を支払わない行為なども禁止されています。

なお、インボイス制度開始後6年間（2023年10月1日～2029年9月30日）は、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れでも仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額とみなす経過措置が設けられています。そのため、インボイス制度開始から6年間は、課税事業者にとって免税事業者との取引が大きな損失にはならないことも交渉の材料になります<sup>※6</sup>。詳しくは「経過措置について」（P9）をご確認ください。

### ①免税事業者のままの場合

課税事業者かどうかの確認があった場合、免税事業者を継続するのであれば、その意思を明確に伝えましょう。

制度開始後、買い手側である課税事業者は免税事業者からの仕入れでは、仕入税額控除ができません。このことから、「値下げを要求」するような取引先もあるかもしれませんが、こうした場合、基本的には当事者間の交渉になりますが、取引上優越した地位にある事業者（買い手側）がその地位を利用して不当に不利益を与える行為は、優位的地位の濫用として、独占禁止法上の問題となることがあります。また、下請法上でも、買い手側が仕入先の事業者に対して、免税事業者であることを理由に消費税相当額の

### ②課税事業者（適格請求書発行事業者）になる場合

適格請求書発行事業者になった場合の取引先へのコミュニケーションについては、「課税事業者の取引先へのコミュニケーション」（P21）をご覧ください。

※6 参照：公正取引委員会「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」  
[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokujun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokujun/invoice_qanda.html)

参照：中小企業庁「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」（PDF）  
[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/duty\\_invoice\\_s03.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/duty_invoice_s03.pdf)



# 3

## 課税事業者



### 1 適格請求書（インボイス）発行事業者になるには

現時点で既に課税事業者の方は、適格請求書発行事業者になることをおすすめします。適格請求書発行事業者になると適格請求書を発行できるようになるというメリットがあり、デメリットは特にありません。

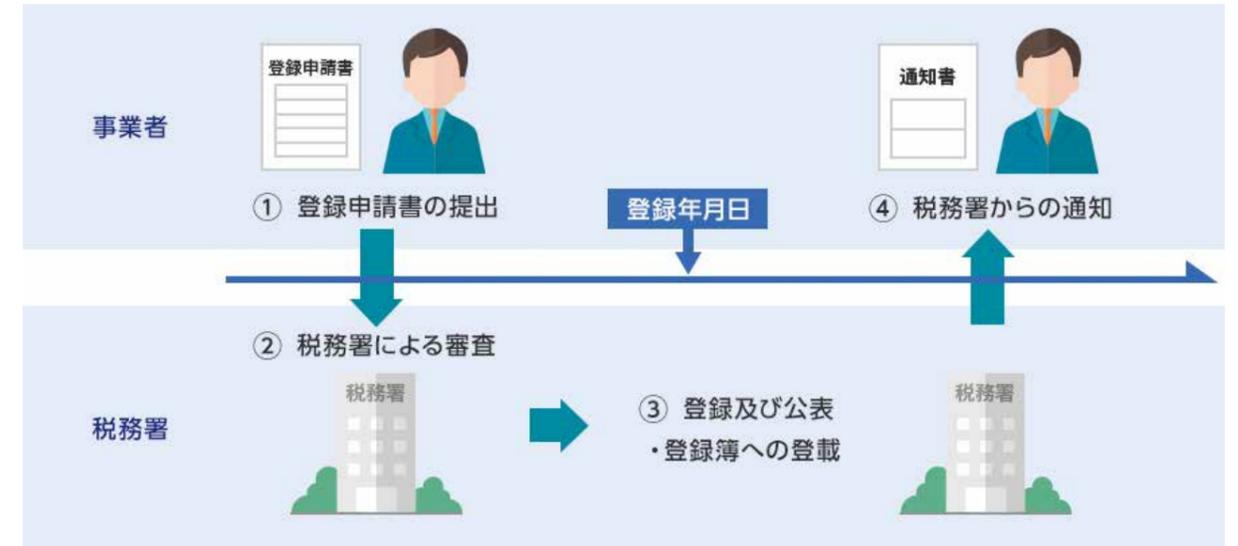
適格請求書発行事業者になるには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」）の提出が必要です。登録申請書は2021年10月1日から提出が可能

です。2023年（令和5年）10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、2023年（令和5年）9月30日までに登録申請書を提出しましょう。ただし、登録申請書提出から登録されるまでには一定の期間を要します。そのため、2023年（令和5年）7月頃までに提出するとあ



### ① 適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ

適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れは以下の通りです。



税務署による審査を経て登録されると、登録番号などの通知および公表が行われます。税務署から登録通知書が交付され、公表情報は国税庁のサイト※7で確認することが

できます。通知される登録番号の構成は、下記の通りです。

法人番号を有する課税事業者	T+ 法人番号
上記以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）	T+13 桁の数字

確認できる事項は下記の通りです。

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- 登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
- 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地

また、事業者から公表の申出があった場合は以下も確認できます。

- 個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地
- 人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

※7 参照：国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト  
<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>



## 2 登録申請書の提出方法

### ①登録申請書の提出方法は3つ

1. e-Tax（本人、税理士代理）
2. インボイスセンターへ郵送
3. 所轄税務署へ持参

### ② e-Tax での申請の流れ

事前に準備が必要なもの

- 電子証明書（マイナンバーカード等）
- 利用者識別番号等<sup>※8</sup>

## 3 取引先へのコミュニケーションについて

取引先が課税事業者か免税事業者かで対応方法は異なります。まずは以下を参考に、相手先がインボイスに対応する予定なのかを確認しましょう。

自社が課税事業者の税額計算方法として「簡易課税」

を選択している場合、仕入税額控除のための適格請求書の保存は不要です。また、簡易課税を選択している方は、以下の項目の検討も不要です。



### ①取引先が課税事業者（適格請求書発行事業者）の場合

取引先が課税事業者の場合は、インボイスを発行してもらうよう依頼をしましょう。

同時に社内で使用しているシステムなどの更新を行い、どの取引先が適格請求書発行事業者か明確に区別できるようにしましょう。

### ②取引先が免税事業者の場合

取引先が免税事業者の場合は、まず適格請求書発行事業者の条件である課税事業者に転換できるかを確認する必要があります。インボイス制度開始までに課税事業者となり、適格請求書発行事業者になる場合は、上述の「取引先が課税事業者（適格請求書発行事業者）の場合」と同様の対応をします。

一方で、取引先が免税事業者のままであることを選択する場合、仕入れの際にインボイスを受領することができません。経過措置期間を含め、段階的に仕入税額控除ができなくなるため、取引条件を変更せずに取引を継続するなど、方針を検討する必要があります。詳しくは「経過措置について」(P9) をご確認ください。

## 4 収益への影響

インボイス制度による、課税事業者の収益への影響をまとめます。

### ②自社：課税事業者、取引先：免税事業者

取引先が免税事業者のままの場合、仕入税額控除を適用できません。よって、経過措置期間を経て段階的に消費税の納税額が増加することになります。以下の例でいうと、100万円分の控除ができなくなり、その分消費税の納税額が増加することになります。

### ①自社：課税事業者、取引先：課税事業者

収益への影響はないと想定されます。

【例】経過措置終了後、総仕入額 5,000 万円のうち 1,000 万円の取引を免税事業者と行う場合（全額控除を前提とする）

仕入額5000万円分の適格請求書を受領の場合

$$5000\text{万円分の仕入税額控除額} = 500\text{万円}$$

仕入額5000万円のうち、4000万は適格請求書を受領  
1000万円は免税事業者からの仕入れのため適格請求書がない場合

$$4000\text{万円} (5000\text{万円} - 1000\text{万円}) \text{分の仕入税額控除額} = 400\text{万円}$$

※8 e-Taxソフト（WEB版）及びe-Taxソフト（SP版）で取得することも可能です。e-Taxソフト（WEB版）及びe-Taxソフト（SP版）を利用した場合の操作方法等は国税庁HPをご参照ください。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_shinei.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm)



## 電子帳簿保存法

T A X  
R E F O R M

## 5 社内周知はどうすればよいのか

インボイス制度は様々な業務に影響するため、開始前の準備とともに社内周知を徹底しておくことが大切です。経費精算などでもインボイス制度は関係するため、経理部署だけでなく、全従業員に周知しましょう。

例えば、これまで3万円未満の課税仕入れについては、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていました。しかし、インボイス制度開始後は、この規定が廃止になるため、3万円未満でも（公共交通機関の運賃や自販機での購入など）一部の取引を除き※9、適格請求書の保存が必要になります。

このような細かな変更点もあるため、従来との違いが明確に分かる運用ルールを作成し、周知する必要があります。イントラネットやビジネスチャットツールの掲示板を使うなど、従業員が常に見ることができるように必要なデータをアップしておきましょう。

適格請求書の発行と受領及び保存、取引先データの更新、新規取引先への登録番号確認、免税事業者への対応など、インボイス制度に関わる業務は多岐に渡ります。インボイス制度には厳しい罰則規定もあるため、誰もが理解できる運用ルールづくりとその社内周知が重要です。



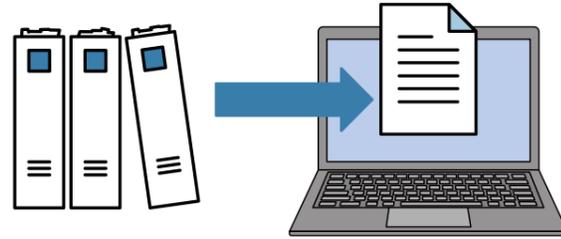
※9 参照：国税庁HP『インボイス制度に関するQ&A』

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_invoice\\_mokuji.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm)



## 1

# 電子帳簿保存法 とは

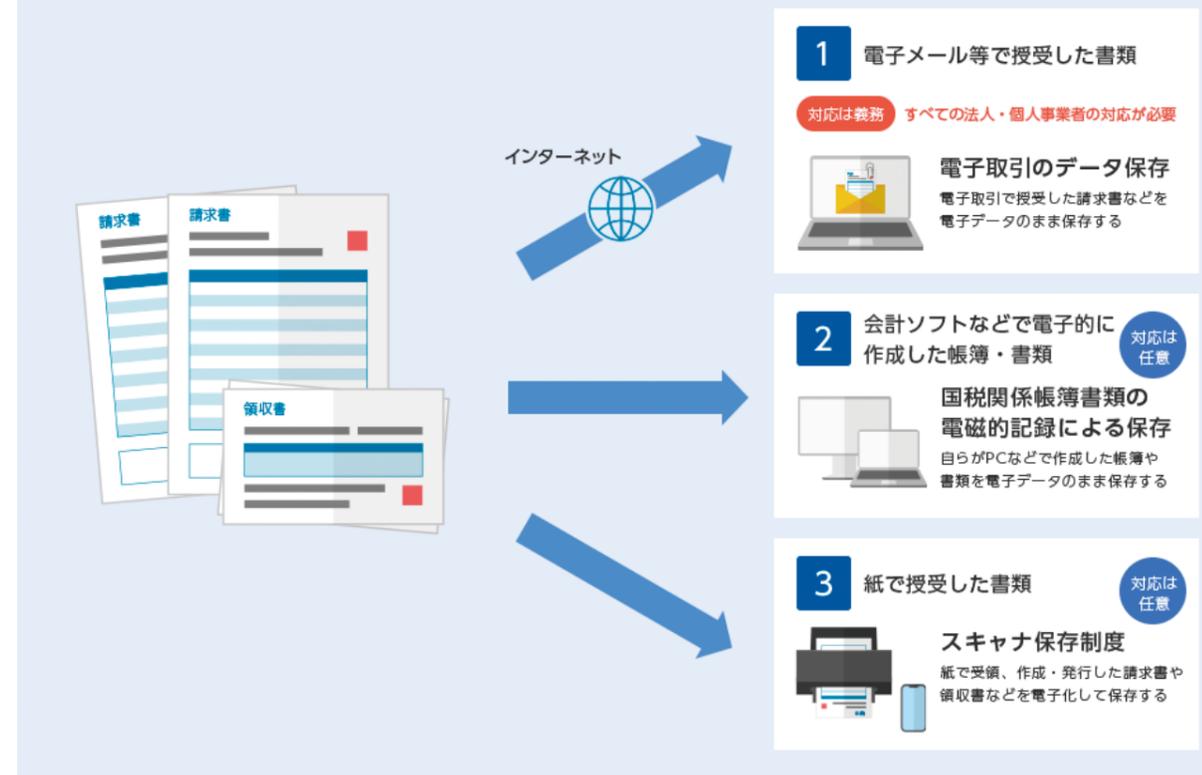


## 1 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法とは、国税関係（法人税法や所得税法など）の帳簿や書類を電子データで保存するときの取扱いなどを定めた法律です。

国税関係の帳簿とは、仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿のことです。国税関係の書類とは、決算関係書類（損益計算書、貸借対照表）や請求書、領収書などのことです。

### 電子帳簿保存法上の区分(イメージ)



## 2 電子帳簿保存法は3つに分かれている

電子帳簿保存法には3つの区分があります。

### ①電子取引のデータ保存（電子帳簿保存法第7条）

電子データで取引に必要な情報を授受することで行う取引情報を保存するときの取扱いについて定めたもの。

### ②国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存（電子帳簿保存法第4条1項・2項）

自らがパソコンなどで作成した国税関係帳簿や国税関係書類を、電子データのまま保存するときの取扱いについて定めたもの。

### ③スキャナ保存（電子帳簿保存法第4条3項）

相手先から紙で受領した国税関係書類（請求書や領収書など）や自らが紙で作成・発行した国税関係書類の控えをスキャナで電子化して保存するときの取扱いについて定めたもの。

それぞれの詳細は別途解説します。なお、電子取引については、全ての事業者に対応が義務付けられていますので、必ず内容を確認しておきましょう。

## 3 電子帳簿保存法はすべての事業者に関係あり！

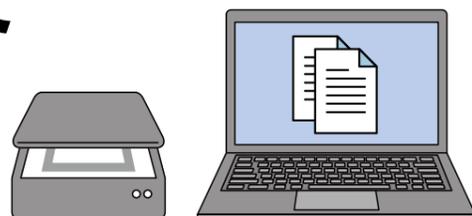
電子帳簿保存法（特に電子取引について）は、個人事業主から法人まですべての事業者に影響します。着実に準備を進めましょう。

「電子取引のデータ保存について」（P27）では、突発的なシステム導入や業務体制の見直しを行うことなく運用対応できる方法もご紹介しています。ぜひ、あわせてご確認ください。

# 2

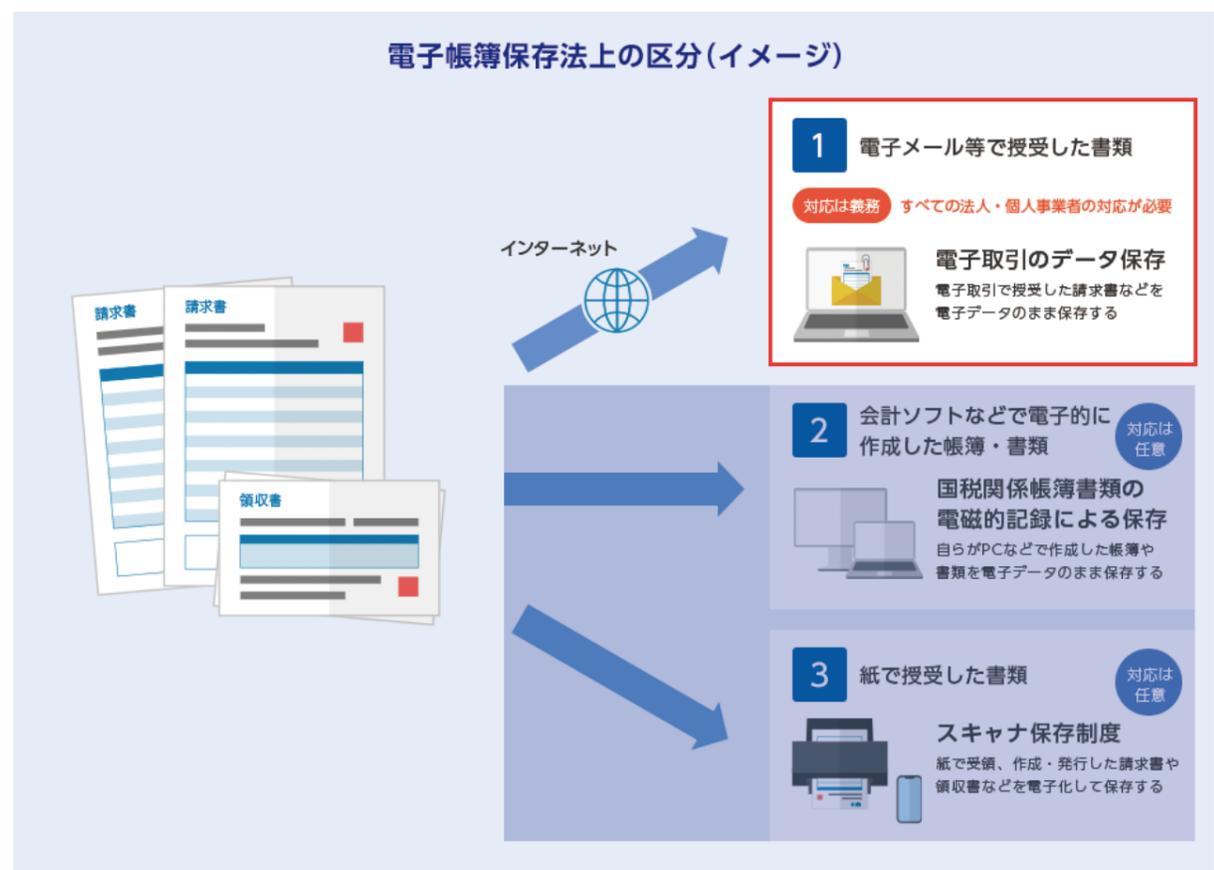
## 電子取引のデータ保存について

義務



### 1 そもそも「電子取引」とはどんな取引？

電子取引とは、取引に必要な情報を紙ではなく電子データで授受する取引を指します。具体的には、電子メールやクラウドサービスを利用した取引情報のやり取りがあげられます。



### 2 「電子取引のデータ保存」とは？

「電子取引のデータ保存」とは、上記のような電子取引で授受した請求書などを電子データのまま保存するときの扱いについて定めたものです。電子取引で受領した取引情報を電磁的に記録することが

既に義務づけられていますが、2023年（令和5年）12月31日までは書面に印刷して保存することが許容されています。ただし、2024年（令和6年）1月1日以後発生する電子取引は、必ず電磁的記録で保存しなければなりません。

- 2024年（令和6年）1月1日以後も電磁的記録での保

存が難しい場合は？  
2024年（令和6年）1月1日以後も電磁的記録での保存が難しい場合でも、以下2つの要件を満たせば大きな問題はありせん。

1. 求めに応じて出力した書面の提示・提出ができること
2. 求めに応じてデータをダウンロード提供できること

### 3 「電子取引のデータ保存」の保存要件

電子データを保存する際には、「真実性の確保」と「可視性の確保」の2つの要件を満たす必要があります。それぞれ以下の目的があります。

**真実性の確保：保存されたデータが改ざんされないようにする**

**可視性の確保：保存されたデータを検索・表示できるようにする**

「真実性の確保」については、以下の図の①～④のいずれかの措置を行えば満たすことができます。「可視性の確保」については原則、以下の図に記載されている措置をすべて行う必要があります。

真実性の確保	以下のいずれかの措置を行うこと
	① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
	② 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者または監督者に関する情報を確認できるようにしておく
	③ 訂正や削除を確認できるシステム、または訂正や削除を行うことができないシステムで取引情報の授受および保存を行う
④ 訂正や削除の防止に関する事務処理規程を定め、それに沿った運用を行う	
可視性の確保	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタおよびこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式および明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
	電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
	検索機能を確保すること※
	① 取引年月日その他日付、取引金額、取引先について検索できること
	② 日付または金額の範囲指定により検索できること
	③ 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

※税務調査の際に、税務署員から電磁的記録のダウンロードを求められる場合があります。この求めに対応できる状態であれば、検索要件の②・③は不要となります。

また、基準期間の売上高が5,000万円以下の方は、上記同様にダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は検索要件のすべてが不要とされます。

## 4 電子データでの保存が完全に義務化されると、業務はどう変わる？

電子データでの保存が完全に義務化されると、業務はどう変わるのでしょうか？ 請求書や領収書を紙で発行・受領した場合と電子データで発行・受領した場合に分けて解説します。

### ①電子データで発行したら

電子で発行した請求書や領収書の控え(電子)は、電子データのまま保存する必要があります。紙に印刷し、元の電子データを破棄することはルール違反となりますので、ご注意ください。

### ②電子データで受け取ったら

電子データで受け取った請求書や領収書は、電子データのまま保存する必要があります。紙に印刷し、元の電子データを破棄することはルール違反となりますので、ご注意ください。

### ③紙で発行したら

紙で発行した請求書や領収書の控え(紙)は、紙のまま保存して問題ありません。

保存方法としては以下が考えられます。

1. 紙で発行した請求書や領収書の控えをそのまま紙で保存
2. スキャンし、データ化して保存
3. PCなどで作成した電子データのまま保存(取引先へは紙で渡した)

2の方法を取る場合は、電子帳簿保存法の「スキャナ保存」のルールに従う必要があります。保存要件などは、「スキャナ保存について(P41)」をご確認ください。

3の方法を取る場合は、電子帳簿保存法の「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」のルールに従う必要があります。保存要件などの詳細は「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存(P35)」をご確認ください。

### ④紙で受け取ったら

紙の請求書や領収書を受け取った場合、紙のまま保存して問題ありません。

保存方法としては以下が考えられます。

1. 紙で発行した請求書や領収書の控えをそのまま紙で保存
  2. スキャンし、データ化して保存
- 2の方法を取る場合は、電子帳簿保存法の「スキャナ保存」のルールに従う必要があります。保存要件などの詳細は「スキャナ保存について(P41)」をご確認ください。

## 5 義務化までしておくべき準備2STEP

### STEP 1：自社の電子取引について把握する

まずは、自社が電子取引を行っているのか、どれくらい電子取引が行われているのか、などを把握しましょう。特に、営業担当者の立替経費や交通費のICカードによる支払データなどの存在に注意してください。

電子メールの本文に取引に関する情報が記載されている場合は、その電子メール自体を保存する必要があります(当該メールをPDFなどに変換して保存することも認められます)。またインターネットのホームページなど取引の情報をダウンロードできない場合は、画面のスクリーンショットを保存しても良いとされています。

### STEP 2：保存要件を満たす保存方法を検討する

次に、保存方法を検討しましょう。

前述しましたが、保存要件を満たすためには「真実性の確保」と「可視性の確保」をする必要があります。

真実性の確保	以下のいずれかの措置を行うこと
	① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
	② 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者または監督者に関する情報を確認できるようにしておく
	③ 訂正や削除を確認できるシステム、または訂正や削除を行うことができないシステムで取引情報の授受および保存を行う
可視性の確保	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタおよびこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式および明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
	電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
	検索機能を確保すること※
	① 取引年月日その他日付、取引金額、取引先について検索できること
	② 日付または金額の範囲指定により検索できること
	③ 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

※税務調査の際に、税務署員から電磁的記録のダウンロードを求められる場合があります。この求めに対応できる状態であれば、検索要件の②・③は不要となります。

また、基準期間の売上高が5,000万円以下の方は、上記同様にダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は検索要件のすべてが不要とされます。

## 6 その他、行くと良い準備

営業担当者の立替経費や交通費の IC カードによる支払データなども電子取引に該当するため、電子取引のデータ保存については「経理担当者だけが知っていればいい」という話ではありません。

保存すべき取引情報が誤って破棄されないよう、電子取引のデータ保存の概要や社内で決めた保存ルール、具体的にどのように対応してほしいかなどを社内周知しておきましょう。

- [例]
- 電子データのみで受領するものはそのまま保存してもらう（紙に印刷しない）
  - 電子データのまま、経理担当者へ受け渡しをしてもらう
  - 社内でデータの受け渡し方法や保存場所を決めておく
  - 現在、取引や経費で発生している証憑の洗い出しを実施する

## 7 弥生製品で「電子取引のデータ保存」に対応できます！

スマート証憑管理を利用することで、電子取引の保存要件に対応することができます。機能などの詳細は下記をご確認ください。

- ▶スマート証憑管理  
<https://www.yayoi-kk.co.jp/products/smart/shohyokanri.html>



### ① 真実性の確保

スマート証憑管理は、真実性の確保の要件の「③訂正削除を確認できるシステム、または訂正や削除を行うことができないシステムで取引情報の授受および保存を行う」に対応しています。

### ② 可視性の確保

スマート証憑管理は、可視性の確保に対応したシステムとなっております。

①②により、スマート証憑管理をご利用いただければ電子取引のデータ保存の保存要件を満たしていることになります。

### ③ スマート証憑管理ご利用時の留意点

スマート証憑管理をご利用の際は、以下にご留意ください。

●事務処理規程（訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程）の整備

「事務処理規程」とは、電子帳簿保存法への対応のために自社で定めるルールのことです。電子メール等により授受した請求書や領収書等の証憑を手動で『スマート証憑管理』へアップロードする場合は、入手～アップロードまでの間に『改ざん余地がある』とみなされます。そのため、改ざんを行わない旨を記載した事務処理規程の整備・備付けを行い、当該規程に沿った運用を行う必要があります。

ただし、全事業者が事務処理規程を定める必要があるわけではありません。「改ざん余地がない」とみなされる場合、事務処理規程は不要になります。具体例はそれぞれ以下をご確認ください。

#### ■事務処理規程が必要な場合

○証憑を手動でアップロードする

- ▶取引先から受け取った証憑を保管する  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page\\_id=26952](https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=26952)



- ▶自社から発行した証憑を保管する  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page\\_id=26953](https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=26953)



#### ■事務処理規程が不要な場合

○「取込専用メールアドレス」を使う

- ▶取引先からメールで送られる証憑を自動的に保管する  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page\\_id=26954](https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=26954)



○弥生販売連携機能を使う

- ▶弥生販売から請求書を電子送信したい  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/faq\\_Subcontents.html?page\\_id=27356](https://support.yayoi-kk.co.jp/faq_Subcontents.html?page_id=27356)



○Misoca 連携機能を使う

- ▶Misoca とスマート証憑管理を連携する  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page\\_id=27407](https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=27407)



#### ⑤ 事務処理規程のサンプル

事務処理規程の整備の参考として、以下のサンプルをご利用ください。

- ▶訂正削除の防止に関する事務処理規程（個人用）  
[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/word/0021006-031\\_e.docx](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/word/0021006-031_e.docx)



- ▶訂正削除の防止に関する事務処理規程（法人用）  
[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/word/0021006-031\\_d.docx](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/word/0021006-031_d.docx)



## 8 「電子取引のデータ保存」のポイント

1. 電子で取引した情報は電子のまま保存する必要がある
2. 保存のルールとして「真実性の確保」と「可視性の確保」をする必要がある
3. 弥生の「スマート証憑管理」を使えばかんたんに要件を満たすことができる!

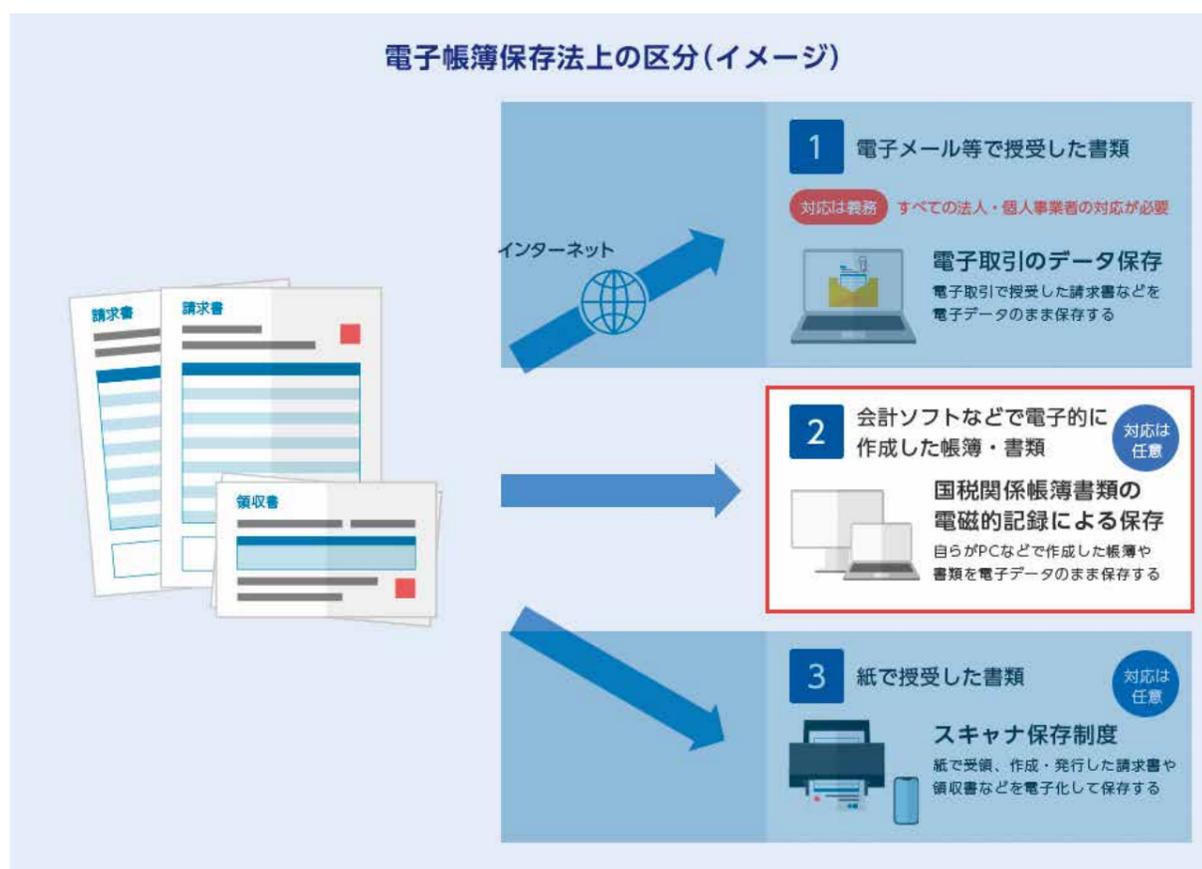
## 3

# 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存について

任意



## 1 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存とは



「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」とは、自らがPCなどで作成した国税関係帳簿や国税関係書類を、電子データのまま保存するときの取扱いについて定めたものです。

そもそも、国税関係帳簿書類は「国税関係帳簿」と「国税関係書類」に分けられます。それぞれの対象の書類は以下の通りです。

### 国税関係帳簿書類の種別と内容

種別	内容
帳簿	自己がコンピュータを使用して作成した帳簿 例：仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など
書類	①自己がコンピュータを使用して作成した決算関係書類 例：損益計算書、貸借対照表 等 ②自己がコンピュータを使用して作成した取引相手に交付する書類の写し 例：注文書、見積書、請求書、納品書、領収書 など

## 2 「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」の保存要件

以下の要件を満たすことで、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存ができます。

### ①システム概要書などの備付け

弥生の会計製品をご利用の場合、「操作説明書」及び「自社での事務手続きを明らかにした書類」の備付けが必要となります。

なお、操作説明書はオンラインマニュアルやヘルプでも問題ありません。

### ②ディスプレイ、プリンタ並びにそれらの操作説明書の備付け

包括的な説明をすると、「見読可能装置」の備付け等が必要となります。弥生の会計製品をご利用の方は既にディスプレイを持っているかと思しますので、プリンタがあれば要件を満たしていることとなります。

### ③ダウンロードの求めに応じること

税務署からの税務調査を受ける場合、国税関係帳簿のダウンロード提供を求められることがあります。この際に対応できるようにする必要があります。

## 3 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存には2つの型がある

国税関係帳簿の保存要件は、「優良な電子帳簿」と「その他の電子帳簿」で異なります。優良な電子帳簿とその他の電子帳簿の違いは次頁の通りです。

国税関係帳簿の種類	優良な電子帳簿	その他の電子帳簿
電磁的記録の保存に必要な要件	多い	少ない
メリット	対象の帳簿で優良な帳簿要件を満たす場合、過少申告加算税 <sup>(※)</sup> が5%軽減される	要件が少ない

※過少申告加算税とは、税務調査を受けた後で修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると通常の納税額のほかに課されるペナルティとしての税金のこと。  
 ※デスクトップアプリ「やよいの青色申告」「弥生会計」では、過少申告加算税の5%軽減の適用は受けられません。

また、それぞれの保存要件は以下の表をご覧ください。

保存要件概要	国税関係帳簿		国税関係書類
	優良帳簿	その他帳簿	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
検索要件	① 取引年月日その他日付、取引金額、取引先により検索できること	○	—
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	—	○※2	○※3

国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】」問7回答に基づいて作成

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。  
 ※3 検索機能の確保に相当する要件を満たしている場合には「ダウンロードの求めに応じること」の要件は不要となります。

#### 4 「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」に対応するメリットは？

「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」への対応は義務ではありません。そのため、保存要件を満たすために大変な準備が必要になってしまえば面倒なのであれば、電子で作成したデータを紙で保存すれば問題はありません。「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」に対応するメリットとしては、

1. 紙に印刷する手間やコストが省ける
2. 破れたり、紛失したりというリスクがなくなる
3. 探したい書類をすぐに見つけることができる

など、様々なものがあります。また業務効率化にもつながりますので、対応するメリットは少なくはありません。

#### 5 弥生製品で対応するために必要な準備 2 STEP

##### STEP1:対応している製品の準備

まずは帳簿の電磁的記録による保存機能が搭載されている製品を準備しましょう。

弥生製品は、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存に対応しています。また、デスクトップアプリの「やよいの青色申告」「弥生会計」は、優良な電子帳簿保存に対応しています（一部除く）。

## 弥生製品の対応状況（2023年4月時点）

	国税関係帳簿		国税関係書類	
	優良な電子帳簿保存	その他の電子帳簿保存	決算関係書類	取引関係書類
「やよいの青色申告」 「弥生会計」	○ ※1、2	○	○	—
「やよいの白色申告 オンライン」 「やよいの青色申告 オンライン」 「弥生会計 オンライン」	×	○	○	—
「弥生販売」 「Misoca」	—	—	—	○ ※10
「やよいの見積・納品・請求書」	—	—	—	×

※1 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）による認証を受けています。

※2 固定資産台帳は優良な帳簿の電磁的記録による保存には対応していません。

※3 優良な電子帳簿保存を行うには、事前に「電子帳簿保存の設定」が必要です※11。

※4 やよいの見積・納品・請求書は国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存に対応していません。

## STEP2: 規程などの準備

署などについての概要を記載します。

次に、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存に関する事務手続きをどのように行うのかについて記載した書類を準備しましょう。入出力処理の手順、日程及び担当部

以下の国税庁が公開している書類例を参考に作成してください。

▶ 国税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類例（国税庁）  
[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/word/0022006-083\\_11.docx](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/word/0022006-083_11.docx)



▶ 法第4条（（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）関係 第2章適用要件 4－11（国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/980528-4/02.htm>



▶ 電子帳簿保存一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】III申請手続等 問48（国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/07/03.htm>



※10 参照：弥生販売は電子帳簿保存法に対応していますか？  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page\\_id=26756](https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=26756)



参照：Misocaは電子帳簿保存法に対応していますか？  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page\\_id=26741](https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=26741)



※11 参照：電子帳簿保存を行う場合について  
[https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page\\_id=18538](https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=18538)



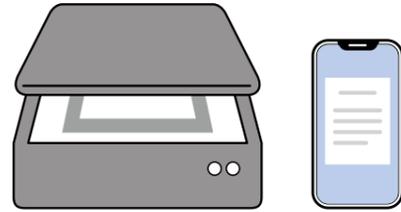
## 6 「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」のポイント

1. 電子で作成した帳簿や書類を電子のまま保存する場合に守るルールのこと
2. 保存状態には「優良な電子帳簿保存」と「その他の電子帳簿保存」の2段階がある
3. 弥生製品で「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存」に対応することができる！

# 4

## スキャナ保存について

任意



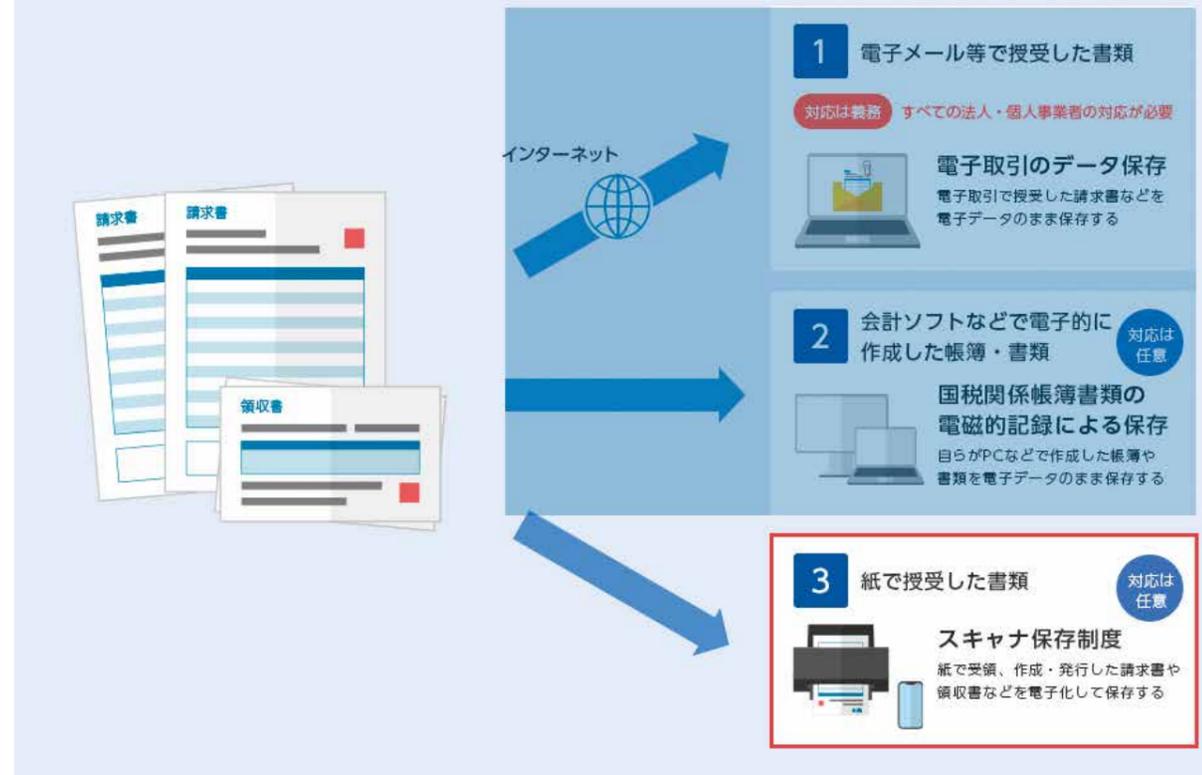
### 1 スキャナ保存制度とは

「スキャナ保存制度」とは、紙で受領した請求書や領収書など（国税関係書類）や自社が紙で作成・発行した請求書や領収書など（国税関係書類）の控えを電子化して保存するときの取扱いについて定めたものです。

スキャナやスマートフォンなどで読み取ったデータを一定

の要件に従って保存することで、紙の書類は処分することができます。この制度を活用することで、紙の保管コストの削減や、書類の紛失によるトラブル防止、テレワーク対応の促進などの効果が期待できます。

#### 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）



### 2 「スキャナ保存制度」の保存要件

スキャナ保存制度の要件は以下の通りです。スキャナで読み取った画像を紙の代わりとして利用できるようにするため、いくつかの要件が必要とされています。

#### ①可視性の確保

読み取った画像は人が内容を読み解ける程度の画像である必要があります。この点から、以下の要件が課されています。

項目	内容	補足
一定水準以上の解像度及びカラー画像での読み取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>解像度(200dpi以上)による読み取り</li> <li>カラー画像による読み取り(赤・緑・青それぞれ256階調(約1677万色)以上)</li> </ul>	一般書類の場合、カラー画像であることを要しないとされています。書類の区分（一般書類、重要書類）については、 <a href="#">国税庁パンフレット</a> をご参照ください。
見読可能装置	14インチ以上のカラーディスプレイ及びカラープリンター並びに操作説明書を備え付ける	カラー画像で保存していない場合の、ディスプレイ等はカラー対応でなくて差し支えありません。
表示・印刷等	整然とした形式や4ポイント以上の大きさの文字を認識できる、速やかに検索し出力できる	対応するソフトウェアを利用する場合、通常意識する必要はないものと思われます。
帳簿との相互関連性	書類に対応する帳簿との間で相互にその関連性を確認できること	令和6年1月1日以後は「重要書類」のみ確認できればよく、「一般書類」では不要です。
訂正や削除ができないシステムに保存する又はタイムスタンプに保存する等(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正や削除ができないシステムに保存する又はタイムスタンプ付与する</li> <li>※ 訂正や削除ができないシステムに保存する場合はタイムスタンプの付与は不要</li> <li>書類の受領等後又は業務の処理に係る通常の間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(概ね7営業日以内)に付与が必要</li> </ul>	
バージョン管理	書類を訂正、または削除した場合は、その事実および内容が確認出来ること	
検索機能の確保	次の要件による検索が可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>取引年月日その他の日付、取引金額</li> <li>日付又は金額の範囲を指定して検索</li> <li>2以上の任意の項目を組み合わせて検索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに表示できるシステムである必要があります。</li> <li>税務職員によるデータのダウンロードの求めに応じられる場合は、「二以上の任意の記録を組み合わせる条件設定」等の検索機能に係る一部要件は不要です。</li> </ul>
見読可能装置	14インチ以上のカラーディスプレイ及びカラープリンター並びに操作説明書を備え付ける 「一般書類」(※1)で白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合は、ディスプレイおよびプリンターはカラー対応である必要はない	
表示・印刷等	整然とした形式や4ポイント以上の大きさの文字を認識できる、速やかに検索し出力できる	
システム書類	スキャナ保存制度に対応したシステムの概要を記載した書類等を備え付ける オンラインマニュアル等に操作説明書と同等の内容が含まれている場合、操作説明書が備え付けられているもの取り扱ってもよい	

※参照：国税庁パンフレット「はじめませんか、書類のスキャン保存！」  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0018004-061\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0018004-061_02.pdf)



②改ざん防止、検索機能の確保

必要な情報を適時に入手できるようになっていなければならなりません。この点から以下の要件が課されています。

項目	内容	補足
帳簿との相互関連性	書類に対応する帳簿との間で相互にその関連性を確認できること	令和5年度税制改正の結果、2024年（令和6年）1月1日以後に行うスキャナ保存については、「一般書類」の場合、帳簿との相互関連性確保が不要となります。
訂正や削除ができないシステムに保存する等	訂正や削除ができないシステムに保存する	・ タイムスタンプを付与する方法でもよいです。 ・ 書類の受領等後又は業務の処理に係る通常の期間（最長2か月以内）を通過した後、速やか（概ね7営業日以内）に付与が必要です。
バージョン管理	書類を訂正、または削除した場合は、その事実および内容が確認出来ること	
検索機能の確保	次の要件による検索が可能 ・ 取引年月日その他の日付、取引金額 ・ 日付又は金額の範囲を指定して検索 ・ 2以上の任意の項目を組み合わせて検索	・ 速やかに表示できるシステムである必要があります。 ・ 税務職員によるデータのダウンロードの求めに応じられる場合は、「二以上の任意の記録を組み合わせた条件設定」等の検索機能に係る一部要件は不要です。

③事業者内ルールの確認

事業者内での手続きが整備、運用されていることを確認できるようにしている必要があります。この点から、以下の要件が課されています。

項目	内容	補足
入力者等の情報の確認	書類の登録者、またはその者を管理する人に関する情報が確認できること	令和6年1月1日以後に行うスキャナ保存については、入力者等の情報の確認自体が不要になります。
各種書類の備付け	操作説明書は同等のものがオンラインマニュアルやオンラインヘルプ等で提供されている場合、それらで差し支えないものとされています。	

④その他の要件

以上のほか、以下に記載する要件も課されています。

項目	内容	補足
解像度情報等の保存	解像度や諧調、書類の大きさに関する情報を保存すること	令和6年1月1日以後に行うスキャナ保存については、解像度情報等の保存自体が不要になります。

3 「スキャナ保存制度」に対応するメリットは？

「スキャナ保存」への対応は義務ではありません。そのため、保存要件を満たすために大変な準備が必要になってしまつて面倒なのであれば、紙のまま保存すれば問題はありません。

「スキャナ保存」に対応するメリットとしては、

1. 紙で保管する際に必要なスペースが必要なくなる
  2. 破れたり、紛失したりというリスクがなくなる
  3. 探したい書類をすぐに見つけることができる
- など、様々なものがあります。また業務効率化にもつながりますので、対応するメリットは少なくはありません。

4 弥生製品で「スキャナ保存制度」に対応できます！

「スマート証憑管理」を利用することで、領収書（レシート含む）・請求書・納品書・見積書をスキャナ保存制度の要件にそつて保存することができます。スマート証憑管理の機能や詳細については以下をご確認ください。

▶スマート証憑管理  
<https://www.yayoi-kk.co.jp/products/smart/shohyokanri.html>



なお、今まで通り弥生の「スマート取引取込」の「スキャンデータ取込」でも、領収書とレシートはスキャナ保存制度の要件にそつて保存することができます。スマート取引取込のスキャンデータ取込の機能について、詳細は下記をご確認ください。

▶スマート取引取込活用ガイド  
<https://www.yayoi-kk.co.jp/smart/torihikitorikomi/>



▶スマート取引取込活用ガイドの「スキャンデータ取込」運用ガイド  
[https://www.yayoi-kk.co.jp/smart/d\\_file/smart\\_operation\\_guide\\_02.pdf](https://www.yayoi-kk.co.jp/smart/d_file/smart_operation_guide_02.pdf)



スマート証憑管理やスキャンデータ取込で保存した電子データから、「弥生会計 / やよいの青色申告」「弥生会計オンライン / やよいの青色申告 オンライン / やよいの白色申告 オンライン」に仕訳を連携できます。自動仕訳を行う前に取込前仕訳を確認し、修正することも可能です。また、学習機能により同じ取引は同一の科目に自動仕訳されるので、入力ミスも減少します。

5 「スキャナ保存」のポイント

1. 紙の書類を電子データで保存したいときに守るルールのこと
2. 書類の重要度によって保存の要件が異なる
3. 弥生のサービスを使えばかんたんにスキャナ保存に対応できる

# 弥生製品の対応方針のご案内

## 1 令和5年度税制改正に対する「弥生会計（やよいの青色申告）」の対応

### ① 2割特例

#### 主な仕様変更（予定）

- 「消費税事業所設定」に税額負担軽減措置の適用を受ける / 受けないのチェックを追加
  - 本則課税事業者・簡易課税事業者ともにチェックを追加
  - 申告書や付表の画面起動時に課税売上高が金額以上の場合（特例措置の対象でない場合）、メッセージを表示・案内
  - 申告基礎データ画面に、対象となる課税売上高の金額を表示
- 今後公表される消費税申告書および付表にあわせて記載内容を設定

### ② 少額特例

#### 主な仕様変更（予定）

- 「消費税設定」に事務負担軽減措置の適用を受ける / 受けないのチェックを追加
  - 対象となる事業年度の課税売上高の自動判定はしない
- 少額特例の適用を受ける場合は、仕訳入力時に、1行単位で1万円未満の取引を判定し、仕入税額控除の設

定を「80%控除」から「100%控除」に変更

- 一方で、1万円以上の取引においては、仕訳入力時には請求書区分が「区分記載」、仕入税額控除が「80%控除」と記載
- 行単位の判定とするため、複合仕訳、複数行における取引の対象 / 対象外は手動による操作を必要とする（CSVインポートについても同様の処理が必要）
- 「消費税集計表」や「仕訳日記帳」などにおいて、区分記載 / 「100%控除」欄を提供
- 適格請求書発行事業者における1万円未満の取引についてはこれまで通り請求書区分は「適格」の処理を想定

※「弥生会計 オンライン」「やよいの青色申告 オンライン」「やよいの白色申告 オンライン」の仕様変更内容は上記と異なる場合があります。あらかじめご了承ください  
※弥生製品の対応内容、ご提供スケジュールなどの最新情報はホームページでご確認ください

## 2 弥生のインボイス制度・電帳法対応について

弥生 PAP 会員向け「インボイス制度・電子帳簿保存法 案内や顧問先の対応方法、サービスの紹介をしております。顧問先対応のためのお役立ちガイド」にて、各種セミナー ぜひご覧ください。



### インボイス制度・電子帳簿保存法 顧問先対応のためのお役立ちガイド

<https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/service/efficiency/invoice/>



#### <ご注意事項>

- 本資料の製品、サービスの仕様や開発スケジュール等は作成時点での情報に基づいて記載しております。開発状況によっては予告なく内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。
- 弊社営業担当、カスタマーセンターでは法令改正等に関する内容についてご質問を受け付けておりませんのでご了承ください。